

第4章 施策の展開

【基本的施策・個別施策のまとめ】

5つの基本目標の達成に向けて16の基本的施策と54の個別施策を以下のとおり設定しました。

表 4-1 施策体系

基本目標	基本的施策	個別施策
【基本目標1】 きれいな川・湖・海、豊かな自然・風土を誇れるまち	(1) 河川・湖沼・海域の水質保全	① 生活排水対策と水質保全に向けた啓発 ② 浄化槽*の適正管理と適正処理 ③ 池田湖・鰻池の水質環境保全と周辺環境整備の推進 ④ 河川・海域等の水質汚濁防止 ⑤ 水質調査の継続
	(2) 生物多様性*の保全	① 里地・里山*の保全・管理 ② 公園と緑の創出 ③ 野生生物の保護管理 ④ 外来生物対策の強化 ⑤ 生物多様性*を支える仕組みの整備
	(3) 農林水産業の振興と持続可能な利用の推進	① 環境保全型農業の推進 ② 森林の育成と適正管理 ③ 藻場*の保全と造成 ④ 環境保護と地域活性化の両立
	(4) 歴史文化資源の保全と活用	① 埋蔵文化財の調査・保存 ② 有形文化財の調査・保存 ③ 文化財愛護意識の醸成に向けた啓発
【基本目標2】 快適な環境の中で暮らし活動できるまち	(1) 生活環境の保全および環境負荷の低減	① 生活環境に係る測定・監視 ② 大気汚染物質の排出抑制 ③ PM2.5*・光化学オキシダント*の注意報・警報等発令時の情報発信
	(2) ダイオキシン類*の発生抑制	① ダイオキシン類*の測定・監視 ② ダイオキシン類*の発生抑制
	(3) 公害対策の推進	① 公害の監視・指導体制の強化 ② 公害防止に向けた啓発

基本目標	基本的施策	個別施策
【基本目標3】 ごみを減らす 暮らしと資源の 循環に取り組む まち	(1) ごみ減量化の推進	① ごみの発生抑制 ② 紙類ごみの発生抑制と資源化の推進 ③ 生ごみの発生抑制と資源化の推進 ④ 指宿市環境衛生協力会との協働 ⑤ ごみ処理の適正な経費負担と処理体制の検討
	(2) ごみの再資源化・ 高度利用化の 取り組み	① 分別収集の徹底 ② 新たな分別収集品目の取り組み ③ 分別に関する情報の提供 ④ 対象を明確にした情報提供の強化 ⑤ リユースに向けた啓発 ⑥ 環境教育*を通じた意識啓発 ⑦ リサイクルプラザ整備の検討 ⑧ 廃食用油回収の推進
	(3) 廃棄物の不法投棄* 禁止および処理	① 不法投棄*およびごみ出しルール違反の監視 ② 環境の整備 ③ 啓発活動の推進
【基本目標4】 ゼロカーボンシ ティ*実現に向け た取り組みを進 めるまち	(1) 省エネルギー化の 推進	① 産業部門に係る省エネルギー化の推進 ② 業務部門に係る省エネルギー化の推進 ③ 家庭部門に係る省エネルギー化の推進 ④ 運輸部門に係る省エネルギー化の推進
	(2) 再生可能エネルギー* の導入拡大	① 再生可能エネルギー*の地産地消の推進 ② 再生可能エネルギー*由来の電力調達力の推進
	(3) 脱炭素化に向けた まちづくり	① 交通システムの脱炭素化 ② 環境の保全・各種環境価値の創出
【基本目標5】 協働で環境保全 へ取り組むまち	(1) 環境教育*・学習の 推進	① 市民・事業者への環境教育*の推進 ② 環境教育*・学習を推進する人材の育成・活用 ③ 脱炭素社会*に向けた行動推進 ④ 地域の自然や生き物の魅力発信の推進
	(2) 環境パートナーシップ の構築	① 協働体制の構築による環境問題の自分ごと化
	(3) 環境保全に係る 情報の収集・提供	① 環境情報の提供

1. きれいな川・湖・海、豊かな自然・風土を誇れるまち

1.1 施策目標

項目	現況	中間時 (2030年度)	最終時 (2035年度)
生活排水処理率	75.0% (2024年度)	86.0%	—※1
かごしまの農林水産物認証*の推進	13品目/累計 (2025年度)	13品目/累計	13品目/累計
時遊館COCCOはしむれを活用した体験イベント体験者数	— (2025年度)	対令和7 (2025)年度比 10%増	対令和7 (2025)年度比 10%増
2級河川の環境基準*B類型達成率 (BOD:3mg/L 以下)	75% (2025年度)	100%	100%
中小河川の環境基準*C類型達成率 (BOD:5mg/L 以下)	100% (2025年度)	100%	100%
IPM栽培オクラのJA共同販売普及率	52.3% (2025年度)	64.7%	—※2

※1 最終時の目標値は、次期の「指宿市一般廃棄物*処理基本計画」を参考の上、設定します。

※2 最終時の目標値は、次期の「指宿市総合振興計画」を参考の上、設定します。

1.2 基本的施策・個別施策

(1) 河川・湖沼・海域の水質保全

1) 基本方針

一般家庭や事業所からの排水は河川を経て湖沼や海域に至り、水環境へ影響を及ぼすことから、生活排水対策の推進や公共下水道の整備・普及を計画的に進めます。併せて、河川や湖沼での定期的かつ体系的な水質調査を実施し、その結果に基づき処理体制や監視・指導の改善を図ることで、水環境保全の循環的な仕組みを確立します。その上で、湖沼などの閉鎖性水域においては、人工的な浄化対策と自然浄化機能の向上を積極的に推進します。

2) 個別施策(市の取り組み)

① 生活排水対策と水質保全に向けた啓発

- 公共下水道の整備や合併処理浄化槽*の設置を推進します。
- 公共下水道の事業計画区域外は、汲み取り便槽および単独処理浄化槽の把握と合併処理浄化槽*への転換補助を行い、生活雑排水の適正処理を促進します。
- 合併処理浄化槽*の重要性や生活排水処理の必要性について、広報・啓発用のチラシやホームページ等を活用し、継続的かつ効果的な情報発信に努めます。
- 水質汚濁防止や水環境の保全をテーマとしたイベント等を通じて、公共下水道や合併処理浄化槽*の利用による環境・水質保全の効果について、幅広く知識と情報を提供します。

② 浄化槽*の適正管理と適正処理

- 浄化槽*維持管理業者および指定検査機関と連携し、浄化槽*の適正管理を推進します。
- 収集し尿および浄化槽*汚泥については、指宿広域市町村圏組合が保有する「指宿広域汚泥リサイクルセンター」において適正な処理を行うとともに、放流水質の保全に向け、定期的な補修整備による運転管理を継続します。
- 同センターから発生する脱水汚泥は、給食センターの生ごみとともに堆肥化処理を行い、汚泥発酵肥料として農地へ還元することで、資源循環の推進を図ります。
- 関係市と共に、「指宿広域汚泥リサイクルセンター」の適切かつ効果的な運用方法を検討します。

③ 池田湖・鰻池の水質環境保全と周辺環境整備の推進

- 池田湖は富栄養化*が懸念されていることから、県が策定した「池田湖水質環境管理計画」(令和3年3月)に基づき、池田湖水質環境保全対策協議会や県、その他関係機関と連携して、水質汚濁の進行抑制と水質環境の管理を推進します。
- 鰻池については、引き続き生活雑排水を浄化処理して池外へ放流するほか、必要に応じた高度処理型浄化槽*の設置補助や水質改善装置の稼働により、水質を保全します。
- 「指宿市鰻池をきれいにする条例」に基づき、水質に影響を及ぼす行為を規制し、水質保全に努めます。
- 池田湖や鰻池は、本市の貴重なみずがめであるほか、観光客も多く訪れる貴重な観光資源であることから、周辺一帯の環境整備を推進します。
- 池田湖畔では、菜の花やポピーなど季節を彩る花の植栽を行い、心を和ませる景観の創出に努めます。

④ 河川・海域等の水質汚濁防止

- 畜産業など「水質汚濁防止法*」で定められた特定施設*は、県の指導の対象となっているため、県と連携を密にし、河川や海域等の汚濁防止を図ります。
- 畜産経営に伴う水質汚濁については、「家畜排せつ物の管理の適正化および利用促進に関する法律」(平成11年法律第112号)等の法規制に基づき、関係機関との連携を図りながら指導強化を図ります。

⑤ 水質調査の継続

- より安全な水道利用を目指し、水源および水道水等における有機フッ素化合物(PFAS)*のうちPFOS*およびPFOA*について、引き続き水質調査を実施します。
- 河川や海域等における水質調査を継続し、水質状況の監視を行います。

(2) 生物多様性*の保全

1) 基本方針

市内の豊かな自然環境を守る活動を積極的に推進するとともに、その取り組みに市民や事業者の参加を促進します。これにより、市民や事業者が自発的に生物多様性*の保全に取り組む仕組みづくりを進めます。併せて、平時から外来生物など生物多様性*へ影響を与える要因を継続的に監視し、必要な対策を行います。

2) 個別施策(市の取り組み)

① 里地・里山*の保全・管理

- 里地・里山*の特有の生物生息・生育環境を保全し、その価値に対する地域の認識を向上させるため、イベントの開催や広報紙・ホームページ等を通して情報発信を行います。
- 開聞岳周辺の里地・里山*については、病害虫被害を受けた松林を天然更新により広葉樹林に誘導することで保全を図ります。
- 里地・里山*に多く生育する自然度の高い二次林*を保全します。

② 公園と緑の創出

- 市民生活に不可欠である潤いとゆとりある空間として、公園・緑地の充実に努めます。
- 公園の緑地が本市の緑のネットワークの核となるよう配慮し、緑化の促進や維持・管理を行います。
- 各種事業を実施する際は緑の創出に努め、周辺の緑とつながりを考慮したものとします。
- 多自然川づくり*を検討し、河川・水辺環境における生態系*の向上を図ります。

③ 野生生物の保護管理

- 野生動植物の調査を行うとともに、市民や自然観察グループ、自然保護推進員等と連携し、野生動植物の保護を推進します。
- ペットの野外放棄の防止を図るため、広報紙・ホームページ等を通して啓発を行います。
- 藻場*やウミガメを対象とした生物多様性*モニタリング*調査を継続的に実施し、地域の生態系*の現状把握と保全施策の充実に努めます。
- ウミガメの保護に向けて、産卵地の保全やふ化・放流の支援等に取り組めます。

④ 外来生物対策の強化

- 外来生物が地域の生態系*に及ぼす影響について啓発します。
- 外来生物は生態系*のみならず、農林水産業や人体への影響も懸念される場合があることから、外来生物を「入れない・捨てない・拡げない」ための周知徹底を図ります。
- 外来生物による被害が発生した場合は、関係機関と連携しながら速やかに状況を調査して、被害の拡大を防ぎます。

⑤ 生物多様性*を支える仕組みの整備

- 市民の生物多様性*への理解を深めてもらうため、ワークショップの開催や広報紙・ホームページ等を通して情報発信を行います。
- 生物多様性*の保全、貢献に関する事業活動や市民活動団体等の取り組みを社会全体に広げていきます。
- さまざまな主体が連携・協働し、それぞれの長所を生かしながら、生物多様性*を高める仕組みを構築します。
- 国が掲げる30by30目標*の達成に向け、企業等と連携し、「山川の海のゆりかご」などの既存の取り組みを生かした自然共生サイト*の登録・活用を推進します。
- ビオトープ*の設置を促し、市民が身近で自然と触れ合い、学習できる場を創出します。
- アマモの移植体験等の参加型イベントを通じて地域住民の参画を促し、体験を通じた学びの場を創出することで、海への愛着と持続的な保全意識の向上につなげます。

(3) 農林水産業の振興と持続可能な利用の推進

1) 基本方針

本市の主要産業である農林水産業は、自然環境を基盤とした産業であるため、その活動が環境に影響を及ぼす場面が生じます。今後も市内の「稼ぐ力」を高めるため、積極的な産業振興を進めるとともに、自然環境の保全との両立を図ります。これらの取り組みにより、生産活動の高度化に加え、新たな事業の創出や観光資源としての活用を目指します。

2) 個別施策(市の取り組み)

① 環境保全型農業の推進

- 農薬、化学肥料等の適正な使用を周知し、河川や湖沼への汚濁負荷の軽減に努めます。
- 家畜排せつ物の管理の適正化により環境問題発生未然防止と軽減を図る一方、家畜ふん尿等の有機物の有効活用を促進します。
- 生物多様性*を高めることに配慮した自然との調和を図る農業農村整備事業を推進します。
- 廃プラスチック類や農薬の空きびん・空き缶等の適正処理を推進します。
- 農産物の安心と信頼を確保するため、生産組合組織などによるGAP*等の認証制度の取得を推進します。
- オクラ栽培の現場において、総合防除栽培(IPM栽培)*を推進し、環境負荷の軽減に努めます。

② 森林の育成と適正管理

- 松くい虫の防除対策等、森林の保育と適正管理を図ります。
- 除間伐*や下草払い等による森林管理の啓発に努めます。
- 林道や作業道の適正管理に努めます。
- 森林組合等による林業事業者の体質強化や経営の多角化等への取り組みを支援します。

③ 藻場*の保全と造成

- 漁業協同組合や鹿児島県水産技術開発センター等と連携を図りながら、海藻類の生育に悪影響を及ぼす生物の駆除を行い、藻場*の造成を促進します。
- 山川町漁業協同組合・指宿市山川地区ブルーカーボン*プロジェクト協議会と連携を図りながら、二酸化炭素(CO₂)*の吸収源として重要な役割を果たす藻場*などを保全・整備し、「ブルーカーボン*」の創出に取り組みます。

④ 環境保護と地域活性化の両立

- 観光関連計画と連動し、市の自然環境や農水産業を生かした取り組みを進めることで、環境を守りながら観光や地域の魅力向上につなげます。
- 「みなとオアシスイグすき」を生かした都市水辺空間の利活用を推進します。

(4) 歴史文化資源の保全と活用

1) 基本方針

本市の遺跡や文化財は、長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産です。また、これらの歴史・文化と自然が相まって、本市の風土を形づくっています。これらを未来へ引き継ぐため、「指宿まるごと博物館構想」を推進し、市内にある文化財の重要性を市民に広報するとともに、保存・記録に努め、学習・観光等への活用を推進します。

今後も「時遊館COCCOはしむれ」を歴史・文化や学習情報等の発信基地として活用するとともに、市民の利用促進に努めます。

2) 個別施策(市の取り組み)

① 埋蔵文化財の調査・保存

- 遺跡分布地図に示された場所に道路や建物・工作物等の工事をする際の届出義務の周知を図ります。
- 発掘調査結果は、発掘調査報告書にまとめ刊行するとともに、広報紙や「時遊館COCCOはしむれ」の企画展等での周知を図ります。

② 有形文化財の調査・保存

- 校区公民館、地域公民館等と連携し保存を図ります。
- 文化財マップの作成、案内ガイドの養成を行い、地域学習の場での有効活用を図ります。
- 環境保全に係る学習の場としての有効活用を図ります。

③ 文化財愛護意識の醸成に向けた啓発

- 文化財マップや案内ガイド等による広報活動を行い、愛護意識の醸成に向けた啓発活動を行います。
- イベント、講座、企画展の開催など、情報発信基地として、「時遊館COCCOはしむれ」の機能強化を図ります。

コラム

豊かな生態系*とブルーカーボン*

藻場*をはじめとする沿岸生態系*は、多様な生物を育む場であるとともに、水質の保全や漁業資源の維持など、私たちの暮らしを支える重要な役割を担っています。

近年、こうした沿岸生態系*が、二酸化炭素(CO₂)*を吸収・貯留する機能を有することも明らかになっており、この働きは「ブルーカーボン*」と呼ばれ、地球温暖化*対策の観点からも注目されています。



出典)環境省ホームページ

図 4-1 藻場*の環境価値

本市の取り組み

山川地域では、漁業者が主体となって藻場*の保全に取り組み、水産業の持続的な営みおよび生物多様性*保全との両立を図ってきました。こうした取り組みが評価され、令和5(2023)年度には、当該海域の一部が環境省の「自然共生サイト*」に「山川の海のゆりかご」として認定されました。

今後は、山川町漁業協同組合や地元企業等で構成する「指宿市山川地区ブルーカーボン*プロジェクト協議会」が中心となり、カーボンクレジット*の収益を活用しながら藻場*のさらなる拡大を目指し、「ブルーカーボン*生態系*」によって脱炭素社会*への貢献と多様な生物多様性*の維持に努める予定です。

【山川地域の藻場*「山川の海のゆりかご」】



1.3 主体別行動指針

市民・市民団体の取り組み

日々の生活において

- ◇ 公共下水道への接続や合併処理浄化槽*への転換を図ります。
- ◇ 米のとぎ汁や廃食油など汚濁物質をシンクに流さず、台所にはストレーナー等を設置し、固形くずを流さないようにします。
- ◇ 合成洗剤の減量使用に努めます。
- ◇ お風呂の残り湯は、洗濯や樹木の散水等に有効利用するなど、節水に努めます。
- ◇ 地元製品の購入に努めます。
- ◇ 食の安全・安心についての知識を高めます。

自然とのかかわりにおいて

- ◇ 川・湖・海等に不法投棄*はしません。
- ◇ 川・湖・海等の清掃や美化活動に積極的に参加します。
- ◇ 川・湖・海等の汚れの変化に注意を払い、気になることがあったら市に連絡します。
- ◇ 近くの里地・里山*や海、川などの自然の中に出かけ、自然と親しむ機会を増やします。
- ◇ 庭に生き物の好む空間を増やし、生き物に優しい管理を行いながら、街全体の緑のネットワークづくりに参加します。
- ◇ 自宅から出るごみや汚水を減らし、商品を購入するときに、生物多様性*の保全に配慮した商品を選ぶなど、生き物に優しい暮らしを実践します。
- ◇ 有害鳥獣の被害情報を市に提供します。
- ◇ 外来生物を入れない・捨てない・拡げないようにします。
- ◇ 野生動物に餌付けを行わないようにします。
- ◇ 釣り糸の放置は野生生物を傷つけるなどの原因になるため、きちんと持ち帰ります。

地域や市との協働時において

- ◇ 人工林の除間伐*制度の利用や下草払いなどに積極的に取り組みます。
- ◇ 優良材生産に取り組むとともに、森林の保全管理に協力します。
- ◇ 地籍調査による境界確定に協力します。
- ◇ 地域の歴史的文化資源を知り、保存・継承に努めます。
- ◇ 家屋の新築や合併処理浄化槽*設置等の場合は、埋蔵文化財の調査・保存に協力します。
- ◇ 歴史的文化資源に関心を持ち、貴重な記録・情報を市に提供します。
- ◇ 市や公民館等が実施するイベントや企画展等に積極的に参加します。

事業者の取り組み

日々の事業活動において

- ◇ 事業所から有害物質を含んだ排水を公共下水道等に流す場合は、除害施設を設置します。
- ◇ 合併処理浄化槽*への転換を図ります。
- ◇ 家畜排せつ物等から発生する汚水は、適正に処理します。
- ◇ 家畜排せつ物の適正な保管・管理を行います。
- ◇ 地元産品の購入を推進します。
- ◇ 食の安全・安心についての知識を高めます。
- ◇ 有機質肥料の使用、化学肥料・農薬の削減に努め、環境に配慮した農業を実践します。
- ◇ 廃プラスチック類、農薬空びんや空き缶等の適正処理を行います。
- ◇ 地産地消を進めるため、地元産品コーナーを設けるなど生産者の顔が見える販売に努めます。
- ◇ 事業活動に国産材の使用を検討します。

自然とのかかわりにおいて

- ◇ 河川や湖沼を汚さないよう排水処理を適正にし、水生生物や野鳥等に優しい生息環境づくりに努めます。
- ◇ 水産業者は適正な給餌に努め、藻場*の造成など海域環境を保全する生産方法に努めます。
- ◇ 生物多様性*に関する資料・情報の収集や従業員の研修などを実施します。
- ◇ 原料調達の際に、生物多様性*の保全に配慮したものを購入するなど、自らの活動を生き物の暮らしに対して影響の少ないものに変えます。
- ◇ 自らの施設の緑化などを通して、緑のネットワークづくりに参加するなど、生物多様性*の保全に貢献します。
- ◇ 事業活動の生物多様性*への影響(良い面・悪い面)を評価し、生物多様性*の保全と自らの事業との関連性についての理解に努めます。
- ◇ 事業所から有害物質を含んだ排水を流す場合は、除害施設を設置します。

地域や行政との協働時において

- ◇ 川・湖・海等の清掃や美化活動に積極的に参加します。
- ◇ 生物多様性*の保全活動を行う団体などの支援や市が実施する事業などとの協力・連携を図ります。
- ◇ 事業所の周辺の動植物に関心を持ち、有害鳥獣の被害情報を市に提供し、被害防止に協力します。
- ◇ 市民や団体などのボランティアと連携し、森林の適正管理を行います。
- ◇ 工事や建物・工作物等の建設をする場合は、埋蔵文化財の調査や保存に協力します。
- ◇ 事業実施箇所周辺における文化財の情報提供に協力します。
- ◇ 事業実施場所周辺を芸術・文化活動の場として提供します。

2. 快適な環境の中で暮らし活動できるまち

2.1 施策目標

項目	現況	中間時 (2030年度)	最終時 (2035年度)
空き家バンク*を活用した移住件数	4件/年 (2023年度)	5件/年	5件/年
市民アンケートによる生活環境の満足度	63.3% (2025年度)	—※1	82.5%

※1 市民アンケートによる目標値は、計画最終年の市民アンケートで調査予定のため、中間時の目標値は設定していません。

2.2 基本的施策・個別施策

(1) 生活環境の保全および環境負荷の低減

1) 基本方針

本市の大気環境は、おおむね良好な状態を維持しています。今後もこの状態を継続していくため、大気環境の保全に向けた取り組みを着実に推進し、より住みやすく、安全で快適な地域環境の確保を図ります。

2) 個別施策(市の取り組み)

① 生活環境に係る測定・監視

- 大気や騒音・振動、土壌等の生活環境に関わる項目については、県や関係機関と連携し生活環境の監視を継続し、発生の抑制に努めます。

② 大気汚染物質の排出抑制

- イベントや広報紙において、エコドライブや低公害車・低排出ガス車に関する情報を発信しながら、市が率先して取り組みを行います。

③ PM2.5*・光化学オキシダント*の注意報・警報等発令時の情報発信

- 県や関係機関と密接に連携し、注意報・警報等が発令された際は、速やかに市民に周知し、対策を呼びかけます。
- 学校や病院等に確実に情報が伝わるように、注意報・警報等発令時連絡体制に基づき速やかに対応します。

(2) ダイオキシン類*の発生抑制**1) 基本方針**

ダイオキシン類*についても、環境基準*を満たす良好な状態を維持しています。一方で、野焼き(野外焼却)に関する苦情が散見されます。このため、市としては個別指導や普及啓発を行い、不適切な焼却行為の抑止と大気環境の保全を図ります。

2) 個別施策(市の取り組み)**① ダイオキシン類*の測定・監視**

- ダイオキシン類*による汚染状況を把握するため、引き続き定期的に測定し、監視を行います。

② ダイオキシン類*の発生抑制

- 野焼き(野外焼却)、ダイオキシン類*の害等についての正しい情報を広報紙やホームページ等で発信をします。
- 違法な野焼き(野外焼却)を行っている場合は、個別に指導を行い、抑止を図ります。

(3) 公害対策の推進

1) 基本方針

公害についても、アンケート調査などから大きな問題は確認されていませんが、今後も関係機関と連携しながら快適な生活環境を守るための取り組みを推進します。

また、監視や管理といった行政主導の対策だけでなく、市民が日常の活動の中で生活環境の改善に関わる取り組みを進められるよう、情報提供や啓発を行います。

2) 個別施策(市の取り組み)

① 公害の監視・指導体制の強化

- 畜産業など「水質汚濁防止法*」で定められた特定施設*は、県の指導の対象となっているため、県と連携を密にして公害発生の防止を図ります。
- 本市の重要な基幹産業である農畜産業に対しては、悪臭発生を抑制する対策や指導の強化を図るとともに、特定悪臭物質による規制を行います。
- 施設の公害防止対策が適切に行われているかを、関係機関と連携して監視・指導します。
- 違法な野焼き(野外焼却)を行っている場合は、個別に指導を行い抑止を図ります。
- 県や産業廃棄物*適正処理監視指導員との連携を密にするとともに、警察や環境衛生協力会等の協力を得て監視し、法規制に基づき指導強化に努めます。

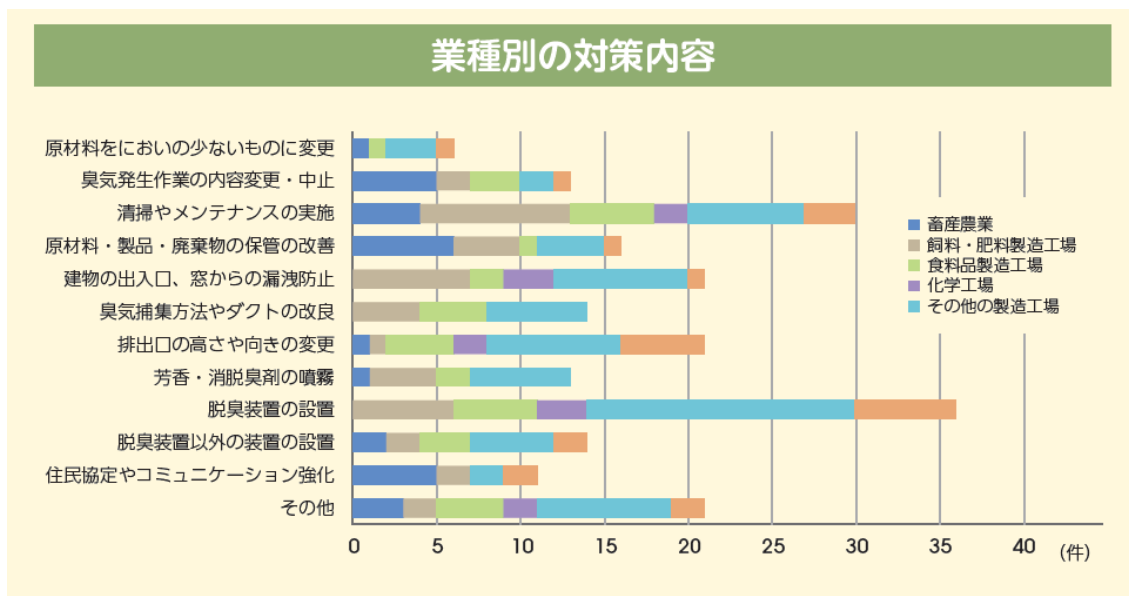
② 公害防止に向けた啓発

- 事業者の環境問題に対する意識の醸成を図りながら、LOVEいぶすき(環境浄化微生物酵素)等の普及を促進するほか、新たな悪臭防止対策に関する技術の調査・検証に努めます。
- 農地における堆肥散布については、速やかに耕うんするように啓発します。
- 公害を未然に防止するために、継続的に広報紙やホームページ等による啓発を行います。
- 空き家の雑草繁茂を防ぐため、空き家紹介サイト「空き家バンク*」を継続的に運営し、空き家の有効活用を推進します。

コラム

悪臭対策

事業活動に伴って発生する悪臭は、周辺住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあり、「悪臭防止法*」に基づき、発生源対策や適切な管理が求められています。悪臭は、感じ方に個人差があることから、苦情やトラブルに発展しやすい環境問題の一つとされています。近年では、事業内容の多様化や立地条件の変化により、従来想定されていなかった悪臭問題が生じるケースも見られ、原因の把握や継続的な対策の重要性が高まっています。



出典)環境省「悪臭防止法 住みよいにいい環境を目指して」

図 4-2 業種別の悪臭対策

本市の取り組み

本市では、悪臭問題に対し、市民一人一人や事業者が関わることでできる対策として、「LOVEいぶすき(環境浄化微生物酵素)」の活用を進めています。LOVEいぶすきは、悪臭の発生抑制に加え、自然環境の保全や病害虫の予防などの農林水産業の振興にも寄与する浄化液です。

【LOVEいぶすき(環境浄化微生物酵素)】



日常生活や畜産業などで取り組むことができる対策を通じて、市民や事業者が多様な環境問題を「自分ごと」として捉える意識の向上につなげています。

2.3 主体別行動指針

市民・市民団体の取り組み

日々の生活において

- ◇ 微小粒子状物質(PM2.5)*および光化学オキシダント(Ox)*の注意報等が発令された時は、外出を控え、目や喉に痛みなどの症状がでたら、水洗いやうがいをし、県・市に報告します。
- ◇ 野焼き(野外焼却)について理解を深め、違法な野焼きをせず、法律の基準を満たしていない焼却炉は使用しません。
- ◇ 違法な野焼きを発見した場合は、速やかに市の担当部署(環境政策課)に連絡するようにします。
- ◇ 生活排水は、公共下水道または浄化槽*に適正に排水します。
- ◇ 現在設置している浄化槽*の適正管理に努めます。
- ◇ 空き地等は適切に管理します。
- ◇ ごみはきちんと持ち帰るなどのマナーを身につけます。

移動・地域への配慮において

- ◇ 生活音で近隣に迷惑をかけないように努めます。
- ◇ ペットを飼うときは、隣人や地域に迷惑をかけないように努めます。
- ◇ 自動車やオートバイ等から不必要な騒音を発生させないように努めます。

事業者の取り組み

日々の事業活動において

- ◇ 農林業者は農薬等の適正な使用に努め、土壌への負荷を軽減します。
- ◇ 野焼き(野外焼却)について理解を深め、違法な野焼きをせず、法律の基準を満たしていない焼却炉は使用しません。
- ◇ 製造業などでは、有害化学物質の適正な管理を徹底するとともに、使用の適正化に努めます。
- ◇ 工場や事業所では、廃棄物の不適正な焼却は行いません。
- ◇ 現在設置している浄化槽*の適正管理に努めます。
- ◇ 「悪臭防止法*」など関係法令等を遵守し、可能な限り、悪臭物質の排出を抑制します。
- ◇ 畜産経営を行う場合は、微生物等を活用した悪臭軽減対策に努めます。
- ◇ 堆肥を散布したら、速やかに耕うんします。
- ◇ 空き地等は適正に管理します。

移動・地域への配慮において

- ◇ 施設の操業による地域への騒音などの発生に十分注意します。
- ◇ カラオケなどの音響機器の音量を抑え、使用時間帯に配慮します。
- ◇ 早朝や夜間における荷物の搬出作業時には、防音シートの使用等、騒音防止に努めます。

3. ごみを減らす暮らしと資源の循環に取り組むまち

3.1 施策目標

項目	現況	中間時 (2030年度)	最終時 (2035年度)
分別対象品目の追加数	—	令和7(2025)年度から+1品目	令和7(2025)年度から+2品目
家庭ごみ排出量原単位	566g/人・日 (2024年度)	500g/人・日	—※1
リサイクル率	11.0% (2024年度)	14.0%	—※2

※1 最終時の目標値は、次期の「指宿市一般廃棄物*処理基本計画」を参考の上、設定します。

※2 最終時の目標値は、次期の「指宿市総合振興計画」を参考の上、設定します。

3.2 基本的施策・個別施策

(1) ごみ減量化の推進

1) 基本方針

市内のごみ排出原単位が十分に改善されていない現状を踏まえ、ごみ処理の改善に向けた基本的な取り組みであるリデュース(発生抑制)の推進を強化します。特に、リデュースに関する市民への普及啓発を一層進め、行動変容を促します。

2) 個別施策(市の取り組み)

① ごみの発生抑制

- 本市では、3R*運動を細分化させた5R*(リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル)の取り組みにより、ごみの発生抑制をさらに図ります。
- ホームページや広報紙等により、ごみ減量の啓発に努めます。

② 紙類ごみの発生抑制と資源化の推進

- 家庭ごみに含まれる紙類ごみの減量強化に加え、事業者から排出される紙類ごみについても、主体的に分別・資源化するよう啓発活動を行います。

③ 生ごみの発生抑制と資源化の推進

- 家庭への生ごみ処理機器の普及やイベントなどで生ごみの水切りをPRすることによって、市民の減量意識向上を図ります。また、事業者に対して、生ごみ減量やリサイクルシステムの構築を指導するなどの対策を推進します。
- ホテルや飲食店に対しては「残さず食べよう！30・10運動*」を、コンビニエンスストアや食料品販売店に対しては「てまえどり」への参加を啓発し、食品ロス*削減を推進します。

④ 指宿市環境衛生協力会との協働

- 指宿市環境衛生協力会と協働し、ごみ減量化をPRします。

⑤ ごみ処理の適正な経費負担と処理体制の検討

- ごみ処理経費を踏まえ、ごみ収集・処理にかかる負担の在り方について調査・検討するとともに、近隣の自治体とのごみ処理施設の広域化や、次期最終処分場の確保に向けた協議・検討を進めます。
- 災害発生時には、計画に基づき適正かつ迅速な災害廃棄物の処理を行います。

(2) ごみの再資源化・高度利用化の取り組み

1) 基本方針

リデュース(発生抑制)を徹底した上で、なお発生するごみについては、リユース(再使用)・リサイクル(再生利用)の取り組みを一層推進し、ごみ排出原単位の改善と資源化量の拡大を通じて循環型社会の形成を図ります。そのために、市民にとって分かりやすい分別方法の周知を徹底するとともに、新たな処理体制の構築や処理設備の高度化を目指します。

2) 個別施策(市の取り組み)

① 分別収集の徹底

- 市の分別収集を活用してもらうため、分別品目、実施場所、実施日、回収方法に関するPRをイベントでの啓発等によって強化し、より多くの市民に分別収集に協力してもらえよう努めます。

② 新たな分別収集品目の取り組み

- 「容器包装リサイクル法*」や「プラスチック資源循環促進法」に基づく資源ごみの分別収集に加え、資源の再利用を促進するため、対象品目の拡充およびこれに対応できる資源ごみ収集所の整備について、検討を進めます。

③ 分別に関する情報の提供

- ホームページや広報紙、ごみ出しガイドブック、公式LINE等で資源ごみの分別徹底および情報提供に努めます。

④ 対象を明確にした情報提供の強化

- 引っ越しや家じまい等で多量にごみを排出する人を対象に、適正な分別・排出方法等を分かりやすく情報発信します。
- 転入時には、ごみ出しのルールについて分かりやすく情報提供を行います。また、外国人住民にも配慮し、分別品目、実施場所、実施日、回収方法等について、外国語版パンフレットを活用し周知します。

⑤ リユースに向けた啓発

- リサイクル事業者と連携し、衣類などリユース可能なものの選別収集を検討します。広報紙などで対象のものを具体的に示し、リユース促進に向けた周知を図ります。

⑥ 環境教育*を通じた意識啓発

- ごみ処理関連施設の見学会等の環境教育*を通して、資源ごみリサイクルの意識啓発を図ります。

⑦ リサイクルプラザ整備の検討

- ごみの減量化および再生利用を推進し、実践するための拠点施設として、リサイクルプラザ整備の可能性について、検討します。

⑧ 廃食油回収の推進

- 廃食油による公共用水域*の汚濁防止と資源の有効利用促進のため、家庭からの廃食油を回収し、リサイクル業者による再商品化を推進します。
- 回収率の向上を目指し、啓発活動や回収方法について検討します。

(3) 廃棄物の不法投棄*禁止および処理

1) 基本方針

廃棄物の不法投棄*の改善については、市民の意識改革が重要となります。市や関係機関による監視や指導による直接的な抑制策に加えて、市民一人一人が日常的にまちをきれいに保つことを意識して行動することによって、不法投棄*の抑制を図ります。

2) 個別施策(市の取り組み)

① 不法投棄*およびごみ出しルール違反の監視

- かごしま森林組合や指宿市環境衛生協力会等からの情報をもとに、県などと協力し監視活動を行います。

② 環境の整備

- 山林の適正管理や遊休農地等を減らすことで不法投棄*をしにくい環境を創出し、不法投棄*の未然防止に努めます。また、不法投棄*されている廃棄物は土地の所有者や地域住民と連携を図り、速やかに撤去することで拡大防止に努めます。

③ 啓発活動の推進

- 廃棄物の適正処分を促進するため、県や警察、産業廃棄物*適正処理監視指導員等と連携して啓発活動を推進し、市民や事業者のマナー向上を図るとともに、監視・指導体制を強化し、河川や海域等における自然環境汚染の防止に努めます。
- 廃プラスチックが劣化してマイクロプラスチック*になると回収困難になることから、プラスチック類のポイ捨て防止に取り組みます。
- 廃プラスチックはもちろん、有害化学物質のレジンペレット*を回収した場合には、海岸等に放置せず、ごみとして処分するよう関係機関と協力して広報活動を図ります。
- 不法投棄*箇所に看板を設置するなど、不法投棄*防止対策を講じていきます。

コラム まちと自然をつなぐ循環

近年、環境省などが推進する「地域循環共生圏*」は、地域の中で資源やエネルギーをできるだけ循環させ、地域の豊かさを守る仕組みとして注目されています。生ごみや廃食油、プラスチックごみといった身近なものも、その扱い方によっては「負担」にも「資源」にもなります。地域の中で資源を循環させる仕組みができれば、環境負荷を減らしながら、農業や海の環境など、暮らしを支える基盤を守ることにつながります。



出典)環境省ホームページ

図 4-3 地域循環共生圏

本市の取り組み

本市では、指宿広域汚泥リサイクルセンターにおいて、各家庭から収集したし尿および浄化槽*汚泥を処理した後に残る濃縮汚泥に、学校給食センターから排出される生ごみを混合して発酵させた肥料「指宿広域みのりの大地」を製造し、地域の農家等に販売しています。

【みのりの大地】



また、缶やびん、紙類などの資源ごみのほか、充電式電池、蛍光灯、廃食油についてもリサイクルを行っており、令和8(2026)年6月からは衣類の収集を開始します。今後も、リサイクル可能なごみの種別を順次追加し、資源循環の仕組みの充実を図っていきます。

3.3 主体別行動指針

市民・市民団体の取り組み

日々の生活において

- ◇ ごみの分別や減量化に努め、ごみ焼却施設や最終処分場の延命化に協力します。
- ◇ 再使用・リサイクルできるものの購入に努めます。
- ◇ 使い捨て製品の使用を控え、まだ使えるものは再使用や修理に努めます。
- ◇ 排出ルールに従ってごみの分別を行い、資源リサイクルや資源回収に協力します。
- ◇ 廃棄物は適正に処理します。
- ◇ 廃食油の回収に積極的に協力します。
- ◇ 自己所有地の環境整備に努めます。
- ◇ 不法投棄*を目撃した場合は、市や警察に通報します。
- ◇ フードドライブ*に参加します。
- ◇ 規格外品や見切り品の購入など、食品ロス*削減につながる消費行動を心掛けます。
- ◇ 必要な分だけ購入し、食材の使い切りに努めます。
- ◇ ごみはきちんと持ち帰るなどのマナーを身につけます。

買い物・外食のときなど

- ◇ 過剰包装は断り、買い物にはマイバッグを持参します。
- ◇ フリーマーケットやリサイクルショップを活用します。
- ◇ 宴会などでホテル・飲食店を利用する際は、食品ロス*削減のため、食べ残しをなくすように努めます。
- ◇ 地産地消の商品を選択するようにします。

事業者の取り組み

日々の事業活動において

- ◇ ごみの分別や減量化に努め、ごみ焼却施設や最終処分場の延命化に協力します。
- ◇ 再使用・リサイクルできるものの購入に努めます。
- ◇ 使い捨て製品の使用を控え、まだ使えるものは再使用や修理に努めます。
- ◇ 廃棄物は適正に処理します。
- ◇ 自己所有地の環境整備に努めます。
- ◇ 不法投棄*を目撃した場合は、市や警察に通報します。
- ◇ 自社で消化できない循環資源は、他社に積極的に提供します。
- ◇ 異業種の人々とも連携・協働を図っていきます。
- ◇ 地元で生産された飼料・堆肥を優先的に使用します。
- ◇ ごみはきちんと持ち帰るなどのマナーを身につけます。

食品の販売、食事の提供において

- ◇ 食品ロス*の削減のため、「残さず食べよう！30・10運動*」について、宴会利用者に丁寧に説明し協力を呼びかけます。
- ◇ まだ食べられる廃棄食品の削減に取り組みます。
- ◇ 食品売場においては、消費期限の近い商品から選ぶ「てまえどり」の実践を呼びかけます。

商品・サービスの販売、提供において

- ◇ 簡易包装に努め、マイバッグの普及に協力します。

4. ゼロカーボンシティ*実現に向けた取り組みを進めるまち

4.1 施策目標

項目	現況	中間時 (2030年度)	最終時
温室効果ガス排出量* (産業部門)	38.5千t-CO ₂ (2022年度)	33.8千t-CO ₂	—※1
温室効果ガス排出量* (業務・その他部門)	54.5千t-CO ₂ (2022年度)	47.9千t-CO ₂	—※1
温室効果ガス排出量* (家庭部門)	54.1千t-CO ₂ (2022年度)	46.3千t-CO ₂	—※1
温室効果ガス排出量* (運輸部門)	65.0千t-CO ₂ (2022年度)	48.7千t-CO ₂	—※1
温室効果ガス排出量* (事務事業)	4,238.0t-CO ₂ (2022年度)	4,130.4t-CO ₂	—※2
再生可能エネルギー*の導入量	68.9MW (2024年度)	84.6MW	—※1
森林経営計画の作成面積	863ha (2023年度)	903ha	—※3

※1 最終時の目標値は、「指宿市地球温暖化*対策実行計画(区域施策編)」の更新状況を参考の上、設定します。

※2 最終時の目標値は、「次期の指宿市地球温暖化*防止実行計画(事務事業編)」の更新状況を参考の上、設定します。

※3 最終時の目標値は、「次期の指宿市総合振興計画」を参考の上、設定します。

4.2 基本的施策・個別施策

(1) 省エネルギー化の推進

1) 基本方針

ゼロカーボンシティ*実現のためには、エネルギーの使用を減らすこと(省エネルギー)が重要です。公共施設の省エネルギー化のみならず、市民・事業者がエネルギー使用状況の見える化、省エネルギー型の商品、サービスの選択など環境に配慮した行動を実践するまちを目指します。

2) 個別施策(市の取り組み)

① 産業部門に係る省エネルギー化の推進

- 本市の基幹産業である農林水産業における省エネルギー化を図るため、IoT*・ICT*技術を活用したスマート農業・水産業などの省エネルギー化の手法を検証し、普及を図ります。
- 工場等の工業施設に対して、高効率設備等の普及を促進します。

② 業務部門に係る省エネルギー化の推進

- 業務部門は、エネルギー消費量に占める電力の割合が比較的大きく、電力使用に伴う温室効果ガス排出量*の削減に向けて、事業所に対して、設備などの省エネルギー化や建築物自体の省エネルギー性能向上を推進します。
- 「指宿市地球温暖化*防止実行計画(事務事業編)」と連携を図りながら、公共施設の脱炭素化を図ります。

③ 家庭部門に係る省エネルギー化の推進

- 家庭部門は、エネルギー消費量に占める電力の割合が比較的大きく、電力使用に伴う温室効果ガス排出量*の削減に向けて、家電製品の省エネルギー化や住宅自体の省エネルギー性能向上を促進します。
- 家庭における節電・節水等の省エネルギー行動を促進するため、分かりやすい情報提供を行うとともに、市民の理解と実践につながる普及・啓発に取り組みます。

④ 運輸部門に係る省エネルギー化の推進

- エネルギー起源CO₂で最も排出量の大きい運輸部門の大部分を占める「自動車の燃料由来の二酸化炭素(CO₂)*排出量」の削減に向けて、公共交通機関の利用促進に努めながら、自動車利用を抑制するために移動手段の工夫を図ります。
- 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等の次世代自動車の導入を積極的に推進します。

(2) 再生可能エネルギー*の導入拡大

1) 基本方針

再生可能エネルギー*は、温室効果ガス*を排出せず枯渇することのない持続可能なエネルギー源であり、脱炭素社会*の実現のためには、再生可能エネルギー*を最大限に導入することが重要です。

そこで、地域のエネルギーを地産地消することを前提として、暮らしに必要なエネルギーをできるだけ再生可能エネルギー*で賄いながら暮らしていけるまちを実現するため、家庭・事業者への再生可能エネルギー*の導入支援等を行うほか、さまざまな再生可能エネルギー*や新たなエネルギー*の活用について検討します。

2) 個別施策(市の取り組み)

① 再生可能エネルギー*の地産地消の推進

- 戸建住宅・事業所・公共施設に加え、駐車場などの土地についても、自然や地域との適切な共生を図りながら太陽光発電設備の導入を検討します。さらに、太陽光発電設備の設置にあたっては初期費用が負担となることから、PPA*モデル等の情報収集を行い、導入推進を図ります。
- 本市の貴重な資源である温泉や地熱について保護と適正利用に努めながら、余剰分の有効活用を図り、新たな付加価値や魅力の創出につなげていきます。
- 家庭や温泉施設、宿泊施設に対して、燃料電池の導入を推進します。そのため、現状そこまで利用が進んでいない次世代エネルギー(水素、アンモニア*等)の普及と理解促進に向けて情報発信に取り組みます。

② 再生可能エネルギー*由来の電力調達の推進

- 再生可能エネルギー*由来の電力の調達方法に関する情報提供・啓発等に取り組みます。

(3) 脱炭素化に向けたまちづくり

1) 基本方針

2050年カーボンニュートラル*の達成に向けて、省エネルギーの推進や再生可能エネルギー*の導入だけではなく、社会システムや都市・地域の構造を脱炭素型に変えていくことが重要です。

そこで、交通システムの効率化や地域特性を生かした二酸化炭素(CO₂)*吸収源の確保を行い、本市全体で脱炭素に向けたまちづくりを推進します。

2) 個別施策(市の取り組み)

① 交通システムの脱炭素化

- 公共交通機関の利用促進を進めつつ、カーシェアリングなどによる移動手段の多様化を図るほか、環境負荷の少ない公共交通機関や自転車等への利用転換を促します。

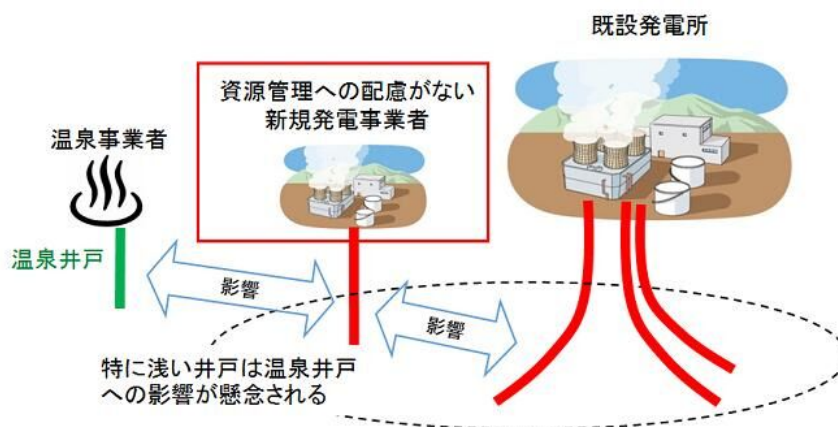
② 環境の保全・各種環境価値の創出

- 公共空間の緑化推進により、市民の生活の質を高め、都市景観の改善など都市環境の向上に努めます。
- 本市は豊富な自然を有しているため、適切な管理を行うことで、森林の保全に努めます。
- 本市の基幹産業である農林水産業において、農薬だけに頼らない総合防除栽培(IPM栽培)*のような環境にやさしい栽培方法に取り組み、新たな付加価値の創出に努めます。
- 二酸化炭素(CO₂)*の吸収源として重要な役割を担う藻場*などを保全し、「ブルーカーボン*」の創出に取り組みます。さらに、新たな二酸化炭素(CO₂)*の吸収源の創出に向けて情報収集を行います。
- J-クレジット(カーボンクレジット*)をはじめとした各種環境価値の創出に向けた取り組みを検討します。さらに企業等が経済活動の中で自ら削減しきれない温室効果ガス*については、他社が行う温室効果ガス*の削減活動や吸収活動に投資する「カーボンオフセット*」の活用を推進します。

コラム

地熱エネルギーの保護と活用

温泉や地熱は、貴重な自然資源であると同時に、地域の魅力を支える大切な基盤です。全国でも、温泉地の資源を守りながら、熱エネルギーを農業や発電に生かす取り組みが広がっており、「保護」と「活用」を両立することが求められています。



出典)資源エネルギー庁ホームページ

図 4-4 温泉資源の管理

本市の取り組み

本市では、「温泉法」および「指宿市温泉資源の保護及び地熱発電に関する条例」に基づき、温泉と地熱の保護、適切な管理を行っています。これは、温泉地としての魅力を守るだけでなく、地域の重要な自然資源を次の世代へ引き継ぐための取り組みです。

その上で、利用してもなお余る地熱資源については、農業や観光、エネルギーなどへの活用を視野に入れ、地域の新たな価値や魅力を創出する取り組みを検討しています。

【山川発電所】



出典)九電みらいエナジー(株)山川発電所

4.3 主体別行動指針

市民・市民団体の取り組み

日々の生活において

- ◇ 日常生活で使用する電気や燃料が環境に負荷を与え、地球温暖化*へとつながる現状や原因を認識し、地球温暖化*対策に積極的に取り組みます。
- ◇ 夏季は28℃、冬季は20℃を室温の目安として、冷暖房の設定温度を調整します。
- ◇ 照明やOA機器等のスイッチオフを心がけます。
- ◇ シャワーを使う時間を短くするように努めます。
- ◇ 蛇口をこまめに閉めるなど節水に努めます。
- ◇ ポットやジャーの保温時間はなるべく短くするように努めます。
- ◇ 家族が同じ部屋で団らんし、暖房と照明の利用を減らすように努めます。
- ◇ テレビをつけっぱなしにせず、見たい番組だけを選んで見るように努めます。
- ◇ 冷蔵庫やエアコン等を処分する際は、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法*)」や「フロン*回収・破壊法」に基づき、適正に処理します。

外出する時

- ◇ マイカーの利用を控え、公共交通機関を利用します。
- ◇ 道路交通情報を活用し、渋滞に巻き込まれないように努めます。
- ◇ 急加速・急発進はしない、不要な荷物は積まない、タイヤの空気圧を定期的に点検するなどエコドライブに取り組みます。
- ◇ 自動車を購入する際は、二酸化炭素(CO₂)*等の排出ガスを出さないゼロエミッションビークル(ZEV)*を優先的に購入します。
- ◇ 自動車を購入する際は、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等の次世代自動車を優先的に購入します。

買い替え・建て替えのときなど

- ◇ 住宅に太陽光発電や太陽熱利用システム等の再生可能エネルギー*の導入を検討します。
- ◇ 温泉の有効利用を検討します。
- ◇ 新築・増改築の際に脱炭素型のエネルギーの導入を検討します。
- ◇ 屋根、外壁、床、窓ガラス、ドアなどの断熱性能を高めることを検討します。
- ◇ 省エネ性能の高い給湯器の設置を検討します。
- ◇ HEMS*(家庭用エネルギーマネジメントシステム)の導入を進めます。
- ◇ 新築時には ZEH*(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の導入を検討し、改修時には省エネ改修に取り組みます。

事業者の取り組み

日々の業務において

- ◇ 事業活動が環境に負荷を与え、地球温暖化*へとつながる現状や原因を認識し地球温暖化*対策に積極的に取り組みます。
- ◇ 節電や省エネルギーに努めます。
- ◇ 休み時間は完全消灯に努めます。
- ◇ 環境マネジメントシステム*への取り組みを検討します。
- ◇ 夏季は28℃、冬季は20℃を室温の目安として、冷暖房の設定温度を調整します。
- ◇ 夏は「アロハ宣言」による夏季のアロハシャツ着用によるクールビズ*、冬は重ね着する等のウォームビズ*に取り組みます。
- ◇ 域内流通を促進します。
- ◇ イベント等の開催に際しては、カーボンオフセット*を行います。
- ◇ BEMS*(ビルエネルギー管理システム)*を導入してエネルギーの管理を適切に行います。
- ◇ 熱水・蒸気を温室ハウスの熱源に利用して、地元農産物の栽培に取り組みます。

買い替え・建て替えのときなど

- ◇ 低炭素なエネルギーシステム(地域冷暖房、面的エネルギーの導入等)の利用を検討します。
- ◇ グリーン購入*に努めます。
- ◇ 高効率機器の導入に努めます。
- ◇ 新築・増改築の際に、ZEB*(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)*の達成に向けて、建物の脱炭素型のエネルギーの導入を検討します。

コラム		地球温暖化*対策とその効果		
<p>鹿児島県が主体で、令和6(2024)年に本市で開催された「カーボンニュートラルフェア in いぶすき」の指宿市ブース内で、どのようにしたら温室効果ガスを減らすことができるか、参加者から多くの考えをいただきました。その中でも特に多かった考えとそれについての対策例、削減効果、節約額をまとめました。1kg-CO₂は、500mlペットボトル約1,000本分、バスタブ約2杯分の体積に相当します。</p> <p>なお、削減効果や節約額は目安の値であるため、本市で同じ数値になるとは限りません。</p> <p>表 4-2 「カーボンニュートラルフェア in いぶすき」で考えられた温室効果ガス対策とその効果</p>				
No.	皆さんの考え	対策例	削減効果	節約額
1	節電 (電気の使い方を見直す)	(液晶の場合)1日1時間テレビ(50V型)を見る時間を減らす	12.4 kg-CO ₂ /世帯	895 円/年
2	食品等を最後まで 使い切る (食品ロス*削減)	買いすぎの防止等により、家庭からの食品ロス*を削減する	5.4 kg-CO ₂ /世帯	8,900 円/年
3	節水 (水の使い方を見直す)	シャワーを出しっぱなしにしない (45℃の湯を流す時間を1分間短縮した場合)	28.7 kg-CO ₂ /世帯	3,210 円/年
4	ゴミを減らす・分別・ リサイクル	マイボトル、マイバッグの利用、分別などにより、容器包装プラスチック等のごみを削減する	28.8 kg-CO ₂ /世帯	3,784 円/年
5	車より公共交通機関や 自転車、徒歩で移動する	近距離通勤の場合、通勤手段を自動車から自転車・徒歩通勤に見直す	161.6 kg-CO ₂ /世帯	11,782 円/年
6	冷房の温度を考える	外気温度31℃の時、エアコン(2.2kW)の冷房設定温度を27℃から1℃上げる (使用時間:9時間/日)	14.8 kg-CO ₂ /世帯	940 円/年
7	暖房の温度を考える	外気温度6℃の時、エアコン(2.2kW)の暖房設定温度を21℃から20℃にする (使用時間:9時間/日)	25.9 kg-CO ₂ /世帯	1,650 円/年
8	買い替え時 省エネ家電を買う (省エネルギー機器の導入)	LED等高効率な照明を導入する	27.2 kg-CO ₂ /世帯	2,876 円/年
9	再生可能エネルギー* 設備の導入	太陽光発電設備を設置する	919.8 kg-CO ₂ /世帯	53,179 円/年
10	エコドライブを心がける	ふんわりアクセル、加減速の少ない運転等のエコドライブを実施する	117.3 kg-CO ₂ /台	9,365 円/年

出典)No.1・3・6・7:資源エネルギー庁ホームページ、No.2・4・5・8・9・10:環境省ホームページ

5. 協働で環境保全へ取り組むまち

5.1 施策目標

項目	現況	中間時 (2030年度)	最終時 (2035年度)
こどもエコクラブ*の加入促進	1団体/累計 (2024年度)	2団体/累計	2団体/累計
環境活動の連帯組織の数	5団体/累計 (2025年度)	6団体/累計	8団体/累計
環境に関するイベントの開催	4回/年 (2025年度)	5回/年	5回/年
市民アンケートによる保全行動の満足度 (満足・やや満足と答える人の割合)	40.5% (2025年度)	—※1	60.0%

※1 市民アンケートによる目標値は、計画最終年の市民アンケートで調査予定のため、中間時の目標値は設定していません。

5.2 基本的施策・個別施策

(1) 環境教育*・学習の推進

1) 基本方針

社会情勢の変化や技術革新により、環境を取り巻く課題は高度化・多様化しており、最新の動向を的確に捉えるためには、市民や事業者の環境に対する理解と自発的な行動が重要です。同時に、一人一人が選択できる環境への関わり方は広がっており、環境問題の解決には市民・事業者・行政が力を合わせて取り組むことが必要となってきています。そのため、子どもから大人まで、誰もが環境に関する教育・学習を受けられる体制と学びの場の整備を積極的に推進します。

2) 個別施策(市の取り組み)

① 市民・事業者への環境教育*の推進

- 市民や事業者等への環境に関する学習の機会を継続的に提供する仕組みを構築します。
- 農業・林業・水産業と自然を合わせた体験学習の場を設け、食と自然の恵みを感じることができ学習を推進します。
- こどもエコクラブ*への加入促進を図り、子どもたちの環境活動への参加を推進します。
- 本市の小・中・高等学校において、児童生徒一人一人が環境を保全する意識や態度を養い、習慣化し、行動できるよう自発的な取り組みを尊重した指導の充実を図ります。
- 地域や学校への出前講座を積極的に推進します。

② 環境教育*・学習を推進する人材の育成・活用

- 環境教育*・学習を推進する指導者の育成を図り、活用していきます。
- 自然体験活動のリーダーの育成や人材バンクの整備を図ります。

③ 脱炭素社会*に向けた行動推進

- 市民に対して、日常の中で取り組みやすい脱炭素型の行動に関する情報提供や普及啓発を行い、脱炭素ライフスタイルへの転換を促進します。
- 本市の大部分を占める中小規模事業者に対して、日常の中で取り組みやすい脱炭素型の行動に関する情報提供や普及啓発を行い、脱炭素ビジネススタイルへの転換を促進します。

④ 地域の自然や生き物の魅力発信の推進

- 自然体験等を通じた生物多様性*の学習の場の提供に努めます。
- 市民参加による調査や研修、生物多様性*に関する情報の整備を行います。
- 身近な自然や生き物に関する情報の収集・発信を広報紙やホームページ等を通して行います。

(2) 環境パートナーシップの構築

1) 基本方針

環境問題の解決に向けて力を合わせて取り組むためには、市民一人一人の行動と行政による取り組みを結び付ける仕組みが重要です。そのため、市民を代表する団体や個人と連携し、環境問題を自分ごと化して捉えられるような取り組みを推進します。

2) 個別施策(市の取り組み)

① 協働体制の構築による環境問題の自分ごと化

- 環境活動のより一層の進展を図るため、環境活動を行っている市民団体等への支援を行うとともに、これらの団体等とのパートナーシップの構築を図ります。
- 地域で環境保全活動を行っている市民や環境保全に関する知識や意欲が高い人を、「環境マイスター」として認定し、環境保全活動の指導者やサポーターとして活用を図ります。
- 各種団体等と協働した環境保全の普及啓発に向けたイベントの開催や環境保全に向けた標語の募集などを実施します。

(3) 環境保全に係る情報の収集・提供

1) 基本方針

市民や事業者の環境保全に係る意識の向上に向けて、環境に関する情報をイベント・広報紙・ホームページやSNSなど、誰もがアクセスしやすい媒体を通じて発信します。

2) 個別施策(市の取り組み)

① 環境情報の提供

- 市民の要望に応じて、市職員の派遣や環境アドバイザー派遣(県の事業)の活用を推奨します。
- 市民・事業者・市等の環境情報を共有化するとともに、環境保全活動の優良事例や最新の環境情報を提供します。
- SNSやアプリの活用、市民による情報発信など、環境情報の発信方法の検討を行い、効果的な情報発信を行います。

コラム

継続的に環境問題へ取り組むための環境パートナーシップ

ごみ減量、エネルギーの使い方、地域美化など、生活に根ざした環境行動は、個人の努力だけでは長続きしにくいものです。全国的にも、地域団体や学校、企業、市民が協力し合い、互いに支え合いながら行動を継続する「環境パートナーシップ」の取り組みが広がっています。

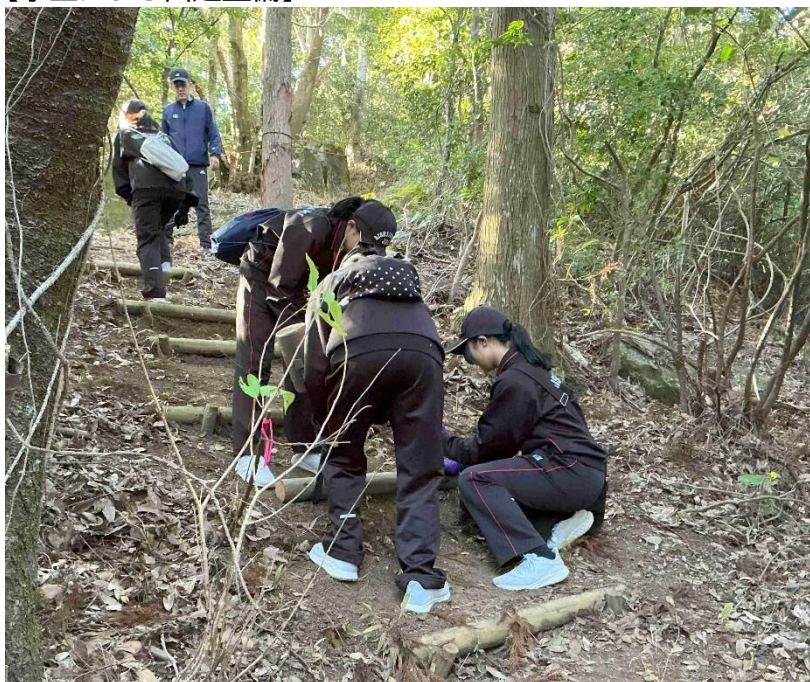


本市の取り組み

本市でも、地域活動や市民団体の取り組みを支援しながら、環境行動が続きやすい仕組みづくりを進めています。普段の情報発信や普及啓発に加えて、学校や団体との協働の場づくりも行うなど、誰もが環境行動に参加しやすい環境を整えています。

行政の役割は、環境問題への対応策を自ら実施することに限られません。環境行動を「やってみたい」、「続けたい」と思う人を増やし、地域全体で取り組みを広げる環境を整えることも行政の重要な役割です。こうした人と人とのつながりが広がることで、環境行動は特別な取り組みではなく、日常の一部として根づいていきます。

【学生による山道整備】



5.3 主体別行動指針

市民・市民団体の取り組み

日々の生活において

- ◇ 市が開催する学習会やイベントに積極的に参加し、環境保全活動に活用します。
- ◇ 地域の環境保全について、地域ぐるみで考え、実践します。
- ◇ 市が提供している環境に関する情報や制度に対する理解を深め、積極的に活用します。
- ◇ 家庭ぐるみで環境問題に取り組みます。
- ◇ こどもエコクラブ*に参加し、身近なところから環境に優しい取り組みをします。
- ◇ 学校における環境教育*・環境学習を支援します。
- ◇ 市民・事業者・市等が連携を図りながら、環境保全に取り組んでいくための仕組みづくりに参加します。
- ◇ 家族で野山や海などの自然と触れ合える場所に、積極的に行くように努めます。

事業者の取り組み

日々の事業活動において

- ◇ 市が提供している環境に関する情報や制度に対する理解を深め、積極的に活用します。
- ◇ 市の環境情報の収集に積極的に協力します。
- ◇ 市へ環境情報の提供を行います。
- ◇ 事業所において、従業員を対象とした研修会等を行います。

CSR*活動において

- ◇ 市が開催する学習会に積極的に参加し、環境保全活動に活用します。
- ◇ 市の提供する情報を活用し、従業員に啓発するとともに、積極的に環境保全活動に取り組みます。
- ◇ 市民・事業者・市等が連携を図りながら、環境保全に取り組んでいくための仕組みづくりに参加します。
- ◇ 地域の環境保全について、地域ぐるみで考え、実践します。
- ◇ 地域住民と連携しながら、事業所独自の環境保全活動に積極的に取り組みます。
- ◇ 学校における環境教育*・環境学習を支援します。
- ◇ 環境イベントに積極的に参加します。